

1. 広域計画の改定にあたり

(1) はじめに

この津軽広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、津軽地域における広域行政推進の施策を明らかにするため、津軽広域連合（以下「広域連合」という。）が処理する事務並びに広域連合を組織する弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村及び西目屋村（以下「関係市町村」という。）からなる圏域（以下「圏域」という。）が、相互に連絡調整を図りながら処理することが適当な事務について定めるものです。

この広域計画は、広域連合と関係市町村がこれまで以上に連携し、広域連合が行うべき事務事業を効率的に実施し、関係市町村が持つ豊かな自然や歴史的、文化的資源を生かし、魅力あふれるまちづくりの実現と福祉の向上をめざし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき策定するものです。

(2) 圏域の概要

本圏域は、青森県西南部に位置する内陸型であり、その総面積は約1,598k㎡で、県全体の約17%を占めています。

西には霊峰岩木山、東には八甲田連峰、南には秋田県境に接する世界自然遺産の白神山地があります。白神山中に源を発する岩木川は圏域内で平川及び浅瀬石川と合流し、その流域には肥沃な津軽平野が広がり、青森県を代表する穀倉地帯を形成しています。

また、平野部周辺の丘陵地帯には、基幹農産物であるりんごの樹園地が広がり、さらにその地域を取り巻くように山林地帯が伸び、緑豊かな自然環境に恵まれています。

関係市町村毎の面積等及び特性は次のとおりとなっております。

関係市町村別面積・人口・世帯数

区 分	面 積 (k㎡)	平成12年(2000年)		平成17年(2005年)		平成22年(2010年)	
		人 口 (人)	世帯数	人 口 (人)	世帯数	人 口 (人)	世帯数
弘前市	524.12	193,217	68,296	189,043	69,251	183,473	70,142
黒石市	216.96	39,059	11,637	38,455	11,843	36,132	11,794
平川市	345.81	36,454	9,826	35,336	10,074	33,764	10,063
藤崎町	37.26	16,858	4,626	16,615	4,887	16,021	4,912
板柳町	41.81	16,840	4,828	16,222	4,858	15,227	4,770
大鰐町	163.41	12,881	3,921	11,921	3,794	10,978	3,648
田舎館村	22.31	8,835	2,343	8,541	2,402	8,153	2,406
西目屋村	246.05	2,049	601	1,597	469	1,594	570
圏域計(A)	1,597.73	326,193	106,078	317,730	107,578	305,342	108,305
県 計(B)	9,644.74	1,475,728	506,540	1,436,657	510,779	1,373,339	513,385
構成比(A/B)	16.6%	22.1%	20.9%	22.1%	21.1%	22.2%	21.1%

※ 面積：国土地理院発表（平成25年10月1日）

※ 人口及び世帯数：平成12年、平成17年及び平成22年の国勢調査

※ ただし、平成17年の数値には平成19年9月1日付けで青森市若柳地区等が藤崎町に編入されたことに伴う人口の増加分を含む。

関係市町村の特性

1 弘前市

弘前市は、圏域の西部に位置し、津軽のシンボルである霊峰岩木山など豊かな自然に恵まれた都市です。桜の名所である弘前城をはじめ、藩政時代のたたずまいを残す寺院街や伝統建造物、明治・大正期の洋風建築などの歴史的文化財が数多く点在し、四季を通して多くの観光客が訪れています。

また、JR弘前駅を核とした広域的な交通拠点となっているほか、弘前大学などの高等教育機関、弘前大学医学部附属病院などの高度医療施設、ホテルを中心とした宿泊・コンベンション機能、飲食街など、都市的な環境が備わっています。

産業面では、日本一の生産量を誇るりんごや嶽高原の冷涼な気候が育む嶽きみなど、全国的に有名な農産物の生産を中心とする農業や津軽塗をはじめとした伝統工芸産業のほか、弘前大学や試験研究機関を核とした医療・健康・福祉関連産業や先端技術産業の成長が期待されています。

近年では、圏域の市町村が相互に連携し、共存共栄しながら自立的・持続的な地域づくりを目指す定住自立圏構想の中心市として中核的な役割を担っています。

2 黒石市

黒石市は、圏域の東部に位置し、「こみせ」などの観光資源を多数有し、古くから「りんごと米と温泉の田園観光都市」として親しまれており、国道102号や東北縦貫自動車道黒石インターチェンジをはじめ青森空港にも近く、交通の要衝を担っています。

また、圏域の中心都市である弘前市の機能を補完する役割を持ち、圏域東部の中核都市として周辺市町村を対象とした商業経済活動や、青森県産業技術センター農林総合研究所、同りんご研究所を中心に農業技術集積の地として重要な役割を果たしています。

近年は、こみせなどの街並みだけでなく、田園風景なども含めた黒石の美しい景観づくりを図るため景観条例の制定や景観計画の策定を進めております。また、旧松の湯や金平成園を活用したまちなかの活性化を図るとともに、横町十文字まちそだて会などの活動を支援し人材育成にも取り組んでいます。

3 平川市

平川市は、圏域の南東部に位置し、農業を基幹産業として発展した土地柄です。

市名の由来となる「平川」流域には良質米産地としての水田地帯が広がり、丘陵地帯ではりんご、高原では大根、人参、レタス等の高冷地野菜の栽培が行われています。

りんご単一経営に桃をはじめとする特産果樹を取り入れた複合経営を推進し、「津軽の桃」のブランド化に取り組んでいます。

また、ドーム型屋内運動場や日本水泳連盟公認プールなどスポーツ施設が充実しているほか、多くの温泉や、高さ11メートルを誇る世界一の扇ねぶた、国指定名勝盛美園など有数の観光資源を活用した観光振興を行っています。

近年では、住宅地開発など都市型土地利用への推進が図られ、地元企業への各種支援を通じた雇用創出も期待されるなど、「ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして」まちづくりを進めています。

4 藤崎町

藤崎町は、津軽平野のほぼ中央に位置し、県内主要都市に近く、さらに国道7号や339号が通り、JR奥羽本線北常盤駅や新駅舎となったJR五能線藤崎駅を擁するなど、交通の利便性も兼ね備えていることから、宅地として人気があるだけでなく、企業誘致にも適しており、大きな発展の可能性を持ったまちとなっています。

産業の基盤は農業であり、岩木川、平川、浅瀬石川の三大河川が合流する肥沃な土壌を活かして、りんご「ふじ」発祥の地、また有機栽培による良質な米の生産地という誇り高い農業のまちとして発展してきました。現在では、日本一の品質を誇る「ときわにんにく」、飼料米を与えて育てられた鶏が産む「こめたま」やトマトなどの多様な特産品が生産されているほか、環境に優しい地産地消体制の促進や、首都圏の消費者団体との提携による独自の市場開拓にも成功しています。

5 板柳町

板柳町は、圏域の北部に位置し、青森県内でも早くからりんご栽培を取り入れ、明治期には、りんごを新しい産業とした新文化が発展した歴史的な経緯のあるまちです。

りんご産業と観光的要素を持つ「ふるさとセンター」を中心に高付加価値農業の推進と体験型観光農業の振興を図るとともに、平成14年には、安全安心なりんご生産を目的に「りんごまるかじり条例」を制定するなど「日本一のりんごの里づくり」を目指し、「あずましい」「誇れる」「元気な」まちづくりに取り組んでいます。

また、国際化・情報化など新たな時代に即した21世紀を担う人づくりとして、読書を通じた人づくりを中心に、町民と行政とが共に考え、実行していく「協働のまちづくり」を推し進めています。

6 大鰐町

大鰐町は、圏域の南部に位置し、三方を山で囲まれた街並には津軽の奥座敷の風情が漂います。国際大会も開催される大鰐温泉スキー場や、開湯800年を誇る温泉の町として、圏域住民のみならず、県内外の休養地・保養地として親しまれ、温泉とスキーによる観光を中心に発展してきました。

町の基幹産業である農業は、主要作物であるりんごや米のほか、夏秋トマト、自然薯、メロンなどの高収益性作物の産地化を目指しています。また、350年以上の歴史があり、温泉のみで栽培される「大鰐温泉もやし」は、地域団体商標に登録され、ブランド化を推進するとともに全国的な知名度も高まりつつあります。

町の伝統作物を守り、地域資源を最大限に活かしながら、「湯の郷・雪の郷・りんごの郷 おおわに」の魅力を発信できるまちづくりを進めています。

7 田舎館村

田舎館村は、圏域のほぼ中央の平野部に位置し、約2100年前の弥生時代から稲作が行われていた、稲作文化において歴史のある村です。

その稲作にちなんで、毎年田んぼをキャンパスに見立て、色の異なる稲を使って絵を描く「田んぼアート」を作成しています。近年は、国内はもちろん海外でも話題となり多数の見学者が村を訪れます。現在2ヶ所ある田んぼアートと道の駅、埋蔵文化財センターなどと連携し観光振興を図っています。

歴史ある稲作は、現在も引き継がれ村の基幹産業となっており、近年は良食味米の生産に力を注いでいます。

また、これまで勧めてきた企業誘致の結果、工業団地には優良企業が数多くあり、その優れた技術と村で生産される豊かな農産物を活かしながら、歴史と文化に触れることができる交流人口の豊かな村づくりを目指しています。

8 西目屋村

西目屋村は、圏域の最西部に位置し、津軽地域の主要水源である岩木川の源流域にあたり、広大なブナ原生林白神山地と津軽ダム（津軽白神湖）を抱える村です。

米とりんごを中心とする農業が主産業ですが、近年、米の生産調整で転作地に作付けしているそば・大豆をブランド化し、商品開発に取り組んでいます。

教育・医療・経済等の生活機能の大半を弘前市に依存していますが、エコツーリズムの推進や観光と農業の連携など世界遺産白神山地、赤石溪流暗門の滝県立自然公園等の豊富な自然資源を活用した観光振興を図っています。

また、村の重要課題である過疎対策として、定住促進住宅の整備や高校3年生に相当する年齢までの医療費、0歳児以上の保育料及び妊産婦健診を無料化するなど安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推し進め、若者世代の定住を促進しています。

(3) 津軽広域連合の沿革

昭和45年 平成	津軽地域広域市町村圏協議会（14市町村）設立
9. 5.23	津軽地域広域市町村圏協議会総会にて圏域 14 市町村長が広域連合設立をめざすことを決議
9. 8. 6	14 市町村長が津軽広域連合設立に合意、ふるさと市町村圏基金の造成を決議
9.12.22	14 市町村議会が同日までに広域連合設立を議決
9.12.24	14 市町村長が津軽広域連合設置協議書に調印・締結
9.12.25	津軽地域広域市町村圏協議会廃止届、津軽広域連合設立を県知事に申請
10. 1.31	津軽地域広域市町村圏協議会廃止
10. 2. 1	津軽広域連合設立（県知事より津軽広域連合設立許可）
10. 3.20	ふるさと市町村圏の選定を受ける
10. 6. 8	津軽広域懇談会設置
10.12.24	平成 10 年第 2 回津軽広域連合議会定例会において津軽広域連合広域計画承認
11. 2.16	津軽広域連合規約の一部変更についての県知事許可、広域計画公表
11. 3.25	平成 11 年第 1 回津軽広域連合議会定例会において津軽地域ふるさと市町村圏計画承認
11. 8. 4	津軽広域情報拠点都市地域研究会設立総会
11.10. 4	介護認定審査会による審査判定業務の開始
11.12.20	キャッチフレーズ・ロゴマーク決定
12. 2. 1	公式ホームページ開設
12. 6. 1	広域的地域情報通信ネットワーク整備促進モデル構築事業により東北電気通信管理局長から表彰を受ける（H18.8.31 事業終了）
12. 7. 5	地域経済基盤強化推進地域に選定
13. 1.19	市町村広報紙上交流委員会発足
13. 5.24	全国ふるさと市町村圏協議会東北支部協議会総会を弘前市で開催
13.10.11	全国ふるさと市町村圏シンポジウム 2001in 津軽開催
14. 4. 1	公共施設予約システム稼働
15.10.31	地域経済活性化対策推進地域に選定
17. 3.28	藤崎町と常盤村が合併し、藤崎町として加入
17. 3.31	青森市との合併により、浪岡町脱退
18. 1. 1	平賀町、尾上町及び碓ヶ関村が合併し、平川市として加入
18. 2.27	弘前市、岩木町及び相馬村が合併し、弘前市として加入
18. 3.28	津軽地域ふるさと市町村圏計画（後期計画）策定
18. 5. 9	平成 18 年第 1 回正副広域連合長会議において、ふるさと市町村圏基金について国債による資金運用を決定（運用開始日：H18.7.4）
18. 7.25	障害程度区分判定審査会による審査判定業務の開始

18. 8.24 特定地域経済活性化対策推進地域の選定を受け、同活性化計画を策定
21. 9.24 地域力創造推進地域に選定(H21~H23)
22. 1.12 津軽広域連合規約の一部変更についての県知事許可、津軽地域ふるさと市町村圏計画は計画期間の満了(H22.3.31)をもって廃止
22. 2.17 平成 22 年第 1 回津軽広域連合議会定例会において、津軽広域ふるさと市町村圏基金の名称を津軽広域活動推進基金へ変更することを承認
22. 3. 5 広域活動計画を策定 (H22~H26)
- 22.11.30 公共予約システムの稼働を終了
23. 8. 1 事務所を弘前市役所樋の口分庁舎から弘前市役所岩木庁舎へ移転
- 24.10.10 地域力創造推進地域に選定 (H24~H26)
25. 7.27 事務所を弘前市役所岩木庁舎からヒロロスクエア(駅前町)へ移転
- 26.4. 1 障害程度区分判定審査会が障害支援区分判定審査会に移行

(4) 広域計画について

広域計画は、平成 10 年度に圏域づくりの基本目標である「活力と潤いのある文化交流圏の創造」を基本目標に掲げ「津軽地域ふるさと市町村圏計画」を策定しました。

これまで、市町村合併に伴う関係市町村数の変更や計画期間の延長など 6 回の見直しを行っています。平成 21 年度の見直しで、計画期間を「平成 22 年度から平成 26 年度」までとしたことから、計画期間が満了する平成 26 年度に 7 回目の見直しを行うものです。

策定に当たっては、「広域活動計画」を含めた形での新たな広域計画を策定することとしました。

(5) 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、原則として平成 27 年度から平成 31 年度までとするほか、その後 5 か年単位として見直しを行うものとします。ただし、津軽広域連合長が必要と認めるときは、随時改定を行うものとします。